

議事日程

- 日程第1 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第68号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第69号 農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第4 議案第70号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第71号 瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第72号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第74号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第75号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第76号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第77号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第78号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第79号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	伊藤脩祠
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 事務局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第67号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第1、議案第67号指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第68号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第68号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず、この瑞穂市暴力団の排除に関する条例の大前提としてお聞きをいたしますけれども、そもそも瑞穂市内の暴力団の実態、これはどうなっているのか。何々組、組員何名、どこにとか、あるいは、もっとわかりづらいのは企業舎弟ですね。企業舎弟なんかはどうやって情報をつかむのか。警察からの情報があるのか、聞けば教えてくれるのか、これはどういうことでしょうか。

それから、例えば3条を見ても、暴力団に対して資金を提供しないことと、「しないこと」というんですけれども、提供しているかしていないのか、それがどうやってわかるのか。

4条でいえば、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する、こうありますけれども、具体的にどういう内容の施策をどのように推進をしていくのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

あと5条、暴力団と社会的に批判されるべき環境を持つことがないように努めるものとするがありますけれども、暴力団を排除するのに、努めるもヘチマもあつたもんじゃない。暴力団を

排除するわけですから、関係を持たないということを明確にしなければいけないと思いますね。これはこの条項だけじゃなくて、そのほかの条項でも「努める」「努める」って。努めるような程度ならば、暴力団を排除はできません、そんなことでは。で、今申し上げたように、非難されるべき関係を持つことがないように努めるものとするといっても、その関係がわかるのか、外からね。でないと、単なる規定にすぎないというふうに思いますね。

そういう関連するところは、例えば第7条でもありますね。暴力団員と密接な関係を有する者を、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。これでも、どうやって暴力団員と密接な関係を有する者とわかるのか。それは、入札するたびに県警に問い合わせをすれば、警察は教えてくれるのか。それはどういうことでしょうか。

あと8条で、公の施設の使用における措置でも、暴力団の活動の用に供されると認めるときは、「認めるときは」という書き方をしていますけれども、認めなければ、暴力団であっても、それはそのとき知り得なかったわけだから仕方がないということなんでしょうか、これは。これも、使用の許可を取り消すことができる、「できる」規定なんですね。

さっきから申し上げているように、「努める」とか「することができる」とか、暴力団を排除するのに「することができる」とか「努める」とか、そういう規定の置き方はどういうことだというふうに思うんですね。本当に徹底的に排除するんだということであれば、「許可を取り消す」でなきゃいけないと思うんですね。要するに相手が暴力団であるとわかって、それが使っている。わかりながら「取り消すことができる」。もっと毅然と「取り消す」というような構えを見せなきゃいけない。暴力団を排除していくんだという言うけれども、そのような文言の中にその決意のほどが明らかになるんじゃないかと。

私も、もう30年ぐらいになりますかね。道三めんの事件のときに、家に20センチぐらいの石を2回投げられたり、長男と次男が穂積中学に朝登校する途中に、黒塗りの車に引きずり込まれてどこかへ連れていかれるのを、中学校まで走って逃げるとか、そういうことがありました。私自身も、家の外へ出るときは、かぎ穴から右左見て、いないことを確かめて出なさいとか、車のロックも必ず確かめてきてくださいとか、あるいは交差点、交通事故ですね。信号があるところは気をつけてくださいと。あるいは、交通事故を装ってぶつかって、相手が死んでも業務上過失致死、殺人罪ではないんですよね。それで逃げられるというようなことを言われました。パトカーも回っていただくということで、パトカーも回っていただけました。

けれども、パトカーは、犯人にとってみれば、回ってきて、いなくなることを確認することでもあると思うんですね。そう思ったら、パトカーが来るから相手が驚くかと、そうじゃなくて、パトカーが来たことを確かめて、行ってしまったことを確かめて、今がチャンスだとなったら、何にもならない。だから、結局は自分で自分を守るしかないということで、厚い紙を前と後ろに背中にしょって、それから背広を着て、いつでも来いということで構えてやらなき

やできないですね。警察が守るんだ、何だかんだ言ってみても、結局はやられるときはやられるというぐらいの決意でそのときは思って、今はちょっと年とってよれよれになりましたから、そんな元気ももうありませんけれども、守ってもらう方ですからね。だから、守ってもらう方でこういう条例をつくったときに、「できる」規定であるとか、「努める」だとかいうようなことでは安心できないわけですよ。安心できない。道三めんのときよりもっと怖い状況になってくるということですね。

あと、この利益の供与だとか、祭礼等からの暴力団の排除等々がありますけれども、「利益の供与をしてはならない」とありますけれども、全体を通じて罰則規定がないですね。県警のやつはちょっと一番けつに罰則規定が三つほどあるんですけれども、この条例については罰則規定は何もない。ですから、利益の供与をした者については罰すると、これこれの量刑で罰するということを規定した方がいいと思うんですね。

12条でも同じです。そういう祭礼、花火だとか興行、そういうことで暴力団を利用した者は罰則ということで初めて、自治的に暴力団を排除していく担保が少しでもできてくるというふうに思うんですね。ただ、県がつくるから各地域でもつくってくださいといって、それに合わせてつくる。そうすればムードも盛り上がるということほど簡単なものじゃないと思うんですね。ずうっと暴力団がはびこっておるわけですから。それをなくすということには、よほどの決意が我々にとって必要になってくるんじゃないかというふうに思いますので、かかる質問をさせていただきましたけれども、御答弁をいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

まず、この条例につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律と、この32条に、国及び地方公共団体は、自発的に行う暴力排除活動の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとするということになっております。基本的には県ですね、県警、それから暴力追放推進センター、そして市民ですね、県、警察、私ども、そして市民とが情報を共有しがてら、実際にそうした状況もあれば、また警察等と連携をとりがてら実際は進めていくということでございますので、今言われたように、具体的な手だてがということでございますが、具体的な手だてということできておるのが、6条から12条というのが、市民を中心にこういうことは特に気をつけてくださいよということで例示ができております。こうした例示、情報等については、警察等とももう覚書ができておりますので、お互いに情報を共有しがてら、そこでお互いにできるところはやっていくというのが、具体的に進める、基本的理念の条例と言われりゃあそれだけのものかもわかりませんが、県民、市民とが一体となって進めるということで御理解をいただきたいと思います。

また、瑞穂市の実態はどうかということですが、どの程度のお話ということもありますので、

また一度それは確認をして、委員会等で御報告をさせていただきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 答弁いただきましたけれども、先ほど私が申し上げた、本当に議会の中でも利権をとことん追及すると。徹底的にやり切るといふふうに構えたときは、やはり相手が出てきますよ。それと戦わなきゃいけないわけですよ。そういうところで構えると、今、答弁ありましたけれども、「情報を警察と共有して」「市民と一体となって」なんていう言葉は、はっきり言ってまくら言葉。何もやらないから、その雰囲気をつくるためのワンステップということで、理解はもちろん最低いただくんですよ、それを踏まえて申し上げておるわけです。ですから、ぜひその点を誤解なさないようにしていただきたいわけですが、一番最初に質問したのは、そもそも瑞穂市の暴力団の実態はどうなっているか。何々組、何人、どこにとか、こういうことの情報には警察から得ているのかどうか、そして市は確認しているかどうか、それを聞いた。それを答えてください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 直接警察からそういう情報をいただいているわけではございません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） もらっていないければ、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を、市が実施する入札に参加させない等必要な措置を講ずる。情報は何ものなしで、まして電子入札で、そういうことがふえてくるという状況の中で、第7条にそういうことを書いても、だれが密接な関係をその人が持っているのかわからずに、参加させない等の必要な措置を講ずる。わからずにそんな措置を講じますか。講じることできるんですか、それで。どうするんですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今現在では、直接そうした情報はいただいているわけではございませんけれども、他市町とか過去にもありますけれども、こういうような状況がありますよというデータはその時々、過去にも一回来ておるようでございますので、相互にそうした連携をとりがてらということですし、また私どもも他市町の状況とか、いろんな受け付けの状況とか、契約時の状況とか、それなりにそういう情報というのは、来る来ないではなくして、流れてくれば、それをもってまた検討をするということもありますし、受け付けの状況とか、そうした状況に応じて、また警察等へ照会をするということを進めていくしかないと思っております。お互いに情報を共有すると、ちょっとおかしくないかということがあれば、そうした情報をもとに、お互いに精査するしかないと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） いずれにしても、どこに暴力団の実態、住んでおるかとかいうことは警察が把握をしておるはずだと思いますので、情報の共有を、言うならば、それを明確に把握をしておいていただきたい。そうじゃないと、何かあったときにすぐ対応がとれないわけですね。やはり暴力団を排除するということは、日ごろ市民の目線からも、自治体当局からも、常にそこを監視しておるということですよ。実際に犯罪が起こったらいかんからと駅前にカメラをつけるのだって、あれも安全を監視するわけでしょう。それを自治体の目と、それから一般市民の目でもって監視をし、封じ込めてしまう。そして排除するという、そういう環境づくりでありますから、ぜひ情報を把握しておいていただきたいと思います。

入札のときにも、相手から情報が来るのを待つということだけじゃなくて、主体的にこちらから、だれが暴力団であるかどうか、とりわけテレビなんかで見ていると、企業舎弟なんていうのは、はっきり言って、怖いお兄ちゃんやおじさんが暴力団かと思ったら、我々よりもよっぽどスマートで、本当に頭もよくて、そういう人たちが株式会社だとかを名乗りながら活動されていると。そして上部団体に上げていくということになっているそうですから、とても我々素人では外から見るのが難しい状況になっていると。とりわけ暴対法施行以降、そういうことが顕著になっている。こういうことでありますので、ぜひそういう点を肝に銘じていただきたいというふうに思います。今後中身を順番に入れていっていただきたいと思いますけれども。

あと、この規定の仕方が、「できる」とか「努める」とか、ほかの一般の行政に係る条例だとか、そういうことではいるんですけど、やっぱり暴力団と戦うということは、みんな個人的にやられたら、みんな黙ってしまうと思うんですよ、はっきり言って、現実におどされれば。そういう実態だと思いますので、とりわけこの利益の供与禁止に対する罰則規定の問題も言いましたけれども、こちら辺の罰則規定を設ける、今後また、これは今提案されたばかりだけれども、そういうことの検討についてはいかがですか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今後については、よく検討する必要があるかと思いますが、この私どもの条文と県の条例の多くは、かぶっておる部分があります。基本的には、県の条例を見ましても、相談をしてください。実際に動けるのは、とてもじゃないですけど、私たちでなくして、警察本部なり暴力追放センター等のしっかりした権限のある方でございますので、今現在では、いろんな情報があれば、遠慮なくこうしたところを窓口にし、また私どもも窓口にしていただいても結構でございますけれども、とりあえず情報を提供し、またそれに基づいて指導を受け、市民と市と県と一体となって進めていくという方向で考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 関連してちょっとお聞きします。どういうことかということ、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例に係る質問です。

これ、現実に法令遵守委員会の実態、活動、それから法令遵守相談員の実態と活動、この現状について、ちょっと御報告いただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） この条例ができてから、1件あったと思っておりますが、これは一般市民から職員がということであって、暴力団ではないわけでございますけれども、そうした事例が出てくれば、常に対応ができるようにということで、一応事務局は総務課の方で担当しますけれども、また何かそれらしきことがあれば御連絡をいただければと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 法令遵守委員会の委員の、5人以内とありますけど、これちょっと名前はわかりますか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ちょっと詳しくはあれですが、私どもの弁護士さんも入っておっていただきますので、そうした方も含めてですので、また追って連絡します。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第69号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第69号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第70号について（質疑）



議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第70号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第71号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第71号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

本議案の内容としては、それでいいというか、とりわけ情報公開条例の中でも「何人も」ということが、これは当たり前のことでありまして、平成9年に穂積町の時代に情報公開条例を制定する際に、弁護士を2人、顧問弁護士ともう一人オンブズマンの弁護士とをお呼びして、学習会を重ねながら、条例制定に向けて皆さんで努力をしてきたということでもありますけれど、その段階でもいろんな論点で議論をやりましたけれども、「何人」にはならなかった。

そのとき私が参考にしたものは、逗子の情報公開、結構早くて、平成3年の制定なんですけれども、その中でも、情報の公開を請求する権利については、ちゃんと「何人も、実施機関に対し、当該実施機関が管理する情報の閲覧、視聴取及びその写しの交付の請求をすることができる」ということで、「何人も」という規定になっておるんですね。これはもう平成3年であります。20年前です。

ですから、もう全国の流れから見ると、相当おくれて今日改正をするということでもありますけれども、これはいつも私申し上げていますように、条例を見直す作業をする部署というのは専門的にないということもずうっと言ってきましたけれども、何かの折に触れて、情報公開といえばこれを流すと、こういうふうな状況になっているのが実態なんですね。ですから、いつも言っているように、情報公開室とか、そういうものをきちっと設置をして、そこで条例集の見直し等を含めて専門的にチェックをする。古い20年前の条例、それは今日的には時代の状況に即応しているのかどうかということも含めてきちっと点検をするということが物すごく大事

だと思う。そうでないと、結局我々もつくるときには、今回いろんな議論をしましたけれども、次から次へと条例は出てくるわ、次から次へといろんな議案が出てくるわと、結局流されちゃって、一つ一つの条例をチェックするということができなくて、何かの折にそのことを言うということになってしまって、全く体系的にならないんですね。ですから、そういう点をぜひ考えていただきたいと思うんです。

というのは、やっぱりそれを考えても、例えばこれ見直しをしたわけですが、じゃあ条例全体を見直しているかということ、これは疑問になってくるわけですよ。ちらっとは見たとは思いますが、この「何人も」だけではなくて、じゃあ瑞穂市の情報公開条例を見てみると、とりわけ第35条で出資法人の情報公開というのがあるんですね。これは、市が出資している法人で、規則で定めるものは、この条例の趣旨に即して、当該法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする、こういう規定であります。そして、この規定を受けて、瑞穂市情報公開条例施行規則第12条の2では、条例第35条に規定する規則で定める法人は、次のとおりとするということで、三つ上げております。一つは瑞穂市土地開発公社、二つが財団法人瑞穂市施設管理公社、三つ目がみずほ公共サービス株式会社、これが条例の第35条を踏まえた出資法人です。特定しております、これは。

ところが、今度はほかの自治体の条例と比較をしてみますと、例えば松戸市の情報公開条例ではどうなっておりますかということ、第33条で、市が出資している法人で終わらずに、その他市の事務事業に密接な関連を有する事業を行う法人というような書き方でプラスアルファをしております。ですから、この表題は、第33条では出資法人等の情報公開で、「等」が入っておるんですね。うちの場合は、出資法人の情報公開なんです。ところが、今上げた松戸市の場合は、出資法人等の「等」が入っています。

これは、他の自治体を見ましても、例えば鎌倉のやつをとっておるんですけれども、鎌倉の場合は、鎌倉市出資法人等の情報公開に関する要綱ということで、鎌倉市情報公開条例第30条第1項の規定に基づいて、出資法人等とは何かということの規定するためにこの要綱を作成しております。それによりますと、その基準というものは、前々年度の資本金、基本財産その他、これに準ずるものの総額に対する鎌倉市の出資、または前々年度の決算額に対する補助金の交付その他の鎌倉市の財政支援の額の比率が50%以上である法人のうち市長が認めるものということでいろいろ上げておりますけれども、松戸市の場合は、先ほど瑞穂市の場合を上げたもののほか、社会福祉協議会だとかシルバー人材センターも、この情報公開の中に出資法人等の「等」に入っておるわけなんです。

だから、瑞穂市の場合も、社協の運営事業補助金を見ても、7,345万8,000円、23年度がね。当初予算がこれぐらいあるわけです。シルバー人材センターは、高齢者能力活用協会補助金で600万円ありますけれども、要するに市民に対して、税金の使われた経緯をきちっと説明責任

ができるように透明性を持って行っていくというふうなことだろうと思うんであります。

ですから、今申し上げたのは、何かあったときにそこだけ見直すということで終わるのではなくて、やはりきちっと体系的に条例を見直していくというの、私も、この議案を提起したことをきっかけにしてもう一回情報公開条例を見直して、そして、さらに施行規則を見直して、そして、他の自治体の出資法人というところの規定と、出資法人等の「等」のついでいるところの規定と、その「等」の具体的な基準が、またどこどことはどうだということを含めてチェックに入っていくわけですよ。ですから、ぜひそういうふうなことを踏まえて、対応を今後していただく必要があるというふうに思っておりますので、執行部の見解を伺いたいと思います。別に本案自体を否定するというのではなくて、そういうことで構えるべきではないかということでございます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） まず1点目は、条例等については常に見直す体制をしっかりとるべきではないかということでありまして、おっしゃるとおりでありまして、私ども5万人のまちで、そうした組織をつくれればできるかという、なかなかそうしたことは難しいかもわかりませんが、組織をつくるというよりは、職員が常に日ごろからそうしたことに気をつけて事務を進めると。それから、例規審査委員会もありますので、ただ出てきた条例等とか、そういうことでなくして、今言われたような点についても気をつけがてら進めていきたいと思っております。

そして2点目でございますが、出資法人の情報公開ということで、私ども、前々回だと思っておりますが、改正をさせていただいたところではありますけれども、この条文というのは、基本的には出資法人については必要な措置を講じてくださいよと、それぞれの法人もちゃんと情報公開を進めてくださいよと、基本的にはそういう条文だろうと思っております。

本来、行政とか、行政から出資を受けているもの、そして市民の皆さんから会費を受けている団体、負担金をもらっている団体というのは、基本はガラス張りだと思っておりますので、そうしたものについてはできる限り情報公開をすべきだと思っております。

また、情報公開条例に基づいて私どもが情報公開を出すものについては、当然私どもの組織が書類を持っておるものについては、出せるものは出す、出せないものは出せないということになるかと思っておりますけれども、補助金とか委託金については、それぞれの業務をやる中できちんと精査をすべきものでありますので、万が一そうしたもので足りないものがあるとか、問題があるような点については、必要な書類はとって、そして、それに基づいてきちんと補助なり委託をするということが必要だろうと思っております。

参考にさせていただいて、また条文等の見直しについても進めていきたいと思っております。以上であります。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） できる限り情報を出したいということは、全くそれでいいですよ。問題は、うちの条例、それから施行規則というものは、どこでもそうですけど、明文規定をするわけですね。それぞれ行政のだれかがどういう思いを持っているということではないですよ。どこのだれに対しても、こういう規定がありますよ、その中身はこうですよということをきちっと知らせることが大事なわけです。そうすると、出資法人で、いや、それ以外のところも出していいですよ、情報はできるだけ出すんですよ、その思いはいいですよ。ところが、それを条例とか施行規則に明文化して初めて外に映るわけです。それを市民は見て、アプローチするわけです。という観点から考えれば、やはり出資法人というのは、施行規則で明確に瑞穂市土地開発公社、財団法人瑞穂市施設管理公社、みずほ公共サービス株式会社というように、施行規則でこの三つに限定をしておるわけです。全く何も知らない人が瑞穂市にぱっと来て、例規集を見れば、これしか頭に入らないわけですよ。今、早瀬部長が言われた思いというのは、これには全然視覚化できていないわけです。だからそのことを言っておる。明文化をすることが、やっぱりすべての規範の重要なところなんですよ。ですから、そういう意味で、この出資法人等の「等」を入れて、その等の中には何が入る、それはなぜだと、どういう基準だからだと、こういう基準でその情報は出すんですよというところまで掘り下げて明文化をしていく、施行規則でもね、というふうにやり上げて、それでオーケーということになるという話なんですよ。ですから、その点を十分留意して、今後対応していただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第72号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第72号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

ちょっとだんだん熱が出てきて頭がふらふらになり始めて、途中でひっくり返るかもわかり

ませんけれど、よろしくお願いをしたいと思います。

この新たに設置させる施設管理技術監の勤務体制ですね。要するに週何時間働いて、あるいは何日働いてやるのか。その状態をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいまの御質問の勤務体制ということでございますが、私ども、瑞穂市の嘱託員設置要綱というのを設けておりますが、こちらで職務の遂行について知識及び能力を有する者を選任するというようになっておりまして、勤務体制としましては、通常、常勤の4分の3時間ということで、6時間ですね。今の安全対策監と同じ体制でお願いをしたいと思っております。それで、月額報酬、月額嘱託員という取り扱いでございますので、毎日6時間体制でお願いをしたいというふうに今考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） これはちょっと今この場でやることではないんですけど、また3月議会でやりますけれども、昨年でしたか、大阪の枚方市の住民訴訟で、大阪地裁で住民側勝訴、2審の大阪高裁で住民側敗訴。どういうことかということ、一般職の非常勤に対して、枚方市は期末手当と退職金も支払っていますね。ですから、それが地方自治法違反、地方公務員法違反というふうなことでもって訴えられたんです。ところが、例えばうちでも、一般職員は週の労働時間が38時間45分でしょう。そうすると、38時間45分の4分の3以上。枚方もそうなんですけれども、4分の3以上やっている者は、地方自治法203条か204条のどちらか、203条であれば一時金、それから期末手当は支払うと違法になると。204条というと常勤職員でしょう。

結局、枚方の場合は、この実態は、その名前の呼び方、呼称のいかんを問わず、労働実態が要するに正職員とほぼ同等であれば一般職の常勤であるということで、その期末手当とか、それから退職金の支払いは違法ではない。それによって主として生計を営んでいるということであって違法じゃないということで、大阪高裁で勝ったんですね。これは非常に自治体におけるワーキングプアであるとか格差是正をする上で、この判決は大いに活用できる判決であると。だから、補助職員といっても、うちの場合、補助職員は要綱でしょう。非常勤特別職は条例で規定されていますけれど、補助職員については要綱の規定なんですよ。じゃあ、補助職員というのは法的根拠は一体どこにあるということ、この枚方の判例と絡めて3月議会で質問をさせてもらおうかなということを思っておりますので、ぜひそれまでに判例を精査して、補助職員の要綱についてもきちっと整合性がとれるようにしておいていただきたい。

今この本議案においても、6時間ということになると、その4分の3との関連でどうなるのか、そして、毎日ということになると、203条か204条のどちらになるのかと。つまり、今まで例規集を変えるときでも、上から言われてきたやつを、言葉は悪いけれども、思考停止的にた

ったったと差しかえてやっていくということで、頭に残っていないということも多々あるうかと思しますので、やっぱり行政は360度、ちゃんと目がついておるんですよ。我々は360分のケーキのほんのちょこっと切って、それを見詰めるか食べるかだけなんですよ。だから、それだけでも物すごい能力の差があるんです。ですから、ぜひそういうことを含めて精査をやっていただきたい。だから、枚方市の大阪高裁判決、これをぜひ研究していただきたいと思います。そういうことです。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第74号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第74号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第75号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第8、議案第75号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第76号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第9、議案第76号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第77号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第10、議案第77号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第78号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第11、議案第78号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第79号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第12、議案第79号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第67号から議案第72号及び議案第74号から議案第79号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時02分